

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 年金手帳が廃止となり、令和4年4月から基礎年金番号通知書を交付いたします

法律改正により年金手帳が廃止となることにともない、令和4年4月1日より次のとおり手続き等が変更となります。

1. 次の方には、年金手帳に替えて「基礎年金番号通知書」を交付いたします。

- ・新たに年金制度に加入する方
- ・年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できる書類の再発行を希望する方

なお、国内に居住する被保険者の方は、原則、被保険者本人の住所あてに送付いたします。ただし、被保険者が海外居住である場合や被保険者本人あてに届かない場合は、勤務先の事業所様に送付することもありますので、本人へ交付していただくようお願いいたします。

2. 社会保険加入時の事業主への年金手帳等の提出

令和4年4月1日以降に従業員の採用などにより資格取得の手続きを行う場合、個人番号(マイナンバー)による届出であれば、被保険者本人の年金手帳または基礎年金番号通知書の確認は不要です。

※ 既に年金手帳をお持ちの方は、引き続き、年金手帳を大切に保管いただくようお願いいたします。

ご案内 短時間労働者の適用拡大にかかる専門家派遣の希望を受け付けています

令和4年10月から、被保険者が常時100人を超える企業の法人事業所と個人事業所が、短時間労働者の適用拡大の対象事業所となります。

制度改正の内容や、厚生年金保険・健康保険加入のメリットについて、事業主様から従業員の方に説明していただくことはとても大切です。従業員の方に説明会を行う場合などに、日本年金機構では社会保険労務士等の専門家を無償で派遣する事業を実施しています。専門家の派遣には事前の申し込みが必要となりますので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

ご案内 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入確認の特例が延長となりました

健康保険被扶養者の認定および資格確認において、医療職の方が新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、年間収入に含めない特例措置が実施されています。

こちらの特例措置期間は令和4年2月まででしたが、**令和4年9月**まで延長となりました。

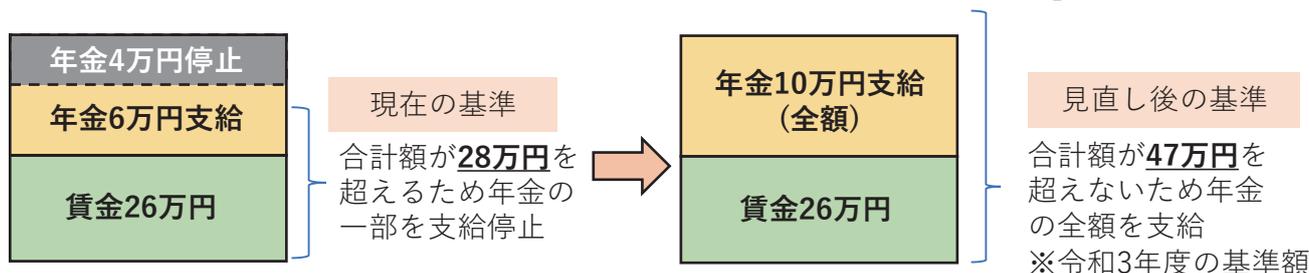
また、上記以外にも、新型コロナウイルス感染症への対応に従事する被保険者が一時的に収入が増加した場合や、国等からの臨時的な給付金や慰労金を受けた場合も、年間収入に含めない取り扱いがあります。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

制度改正 在職による老齢厚生年金の支給が停止される基準の見直し

老齢厚生年金を受け取られている方が厚生年金保険に加入している場合、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます（在職老齢年金制度）。

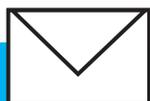
令和4年4月から60～64歳の在職老齢年金について、年金の支給が停止される基準の見直しが行われ、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準に緩和されます（28万円→47万円）。

[例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合]



令和4年3月末に、一度に電子申請（CSVファイル形式）できる件数の上限を99,999件に拡大します。これにより、DVD等の媒体で提出されていた皆さまも一度で電子申請が可能になります。より使いやすくなった電子申請を、ぜひご利用ください。

あわせてこれに対応した届書作成プログラムも日本年金機構ホームページに公開します。下部のURL・二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



年金だより

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で！

「ねんきんネット」は、ご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンからいつでもどこでも確認することができるサービスです。

- ◇ご自身の「国民年金の記録」や「お勤めになられた会社の履歴」などを確認できます。
 - ◇「年金の受給開始を遅らせた場合」や「働きながら年金を受け取る場合」など、状況にあわせた年金の見込額を試算できます。
 - ◇年金振込通知書や年金額改定通知書など、日本年金機構から送付される通知書を確認できます。
- ◎「ねんきんネット」を利用するには「ご利用登録」が必要です。日本年金機構ホームページから「新規登録」を行うほか、マイナポータルからもログインすることもできます。従業員の皆さまへぜひご周知くださるようお願いいたします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。
※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「ねんきんネット」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>